第２の２⑽①中「調査研究」を「国内外の事例・実態に関する調査研究」に改め、「必要がある。」の下に「また、海外での研究や知見の蓄積を活かしつつ、国内における犬猫等の流通及び飼養実態を踏まえた科学的知見を充実させる必要がある。」を加える。

第２の２⑽②を次のように改める。

②講ずべき施策

ア　国は、犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための幼齢の犬猫を親等から引き離しても良い適切な時期についての科学的知見を充実させること。

イ　国は、マイクロチップの普及促進及び販売の用に供せられる犬猫等にマイクロチップを装着させるための方策について調査研究を実施すること。

ウ　関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献及び国内における遺棄、虐待の罰則の適用状況及び具体的事例等に係る情報収集を行うこと。

第３の２中「平成20年４月１日から平成30年３月31日まで」を「平成26年４月１日から平成36年３月31日まで」に改める。

第３の４中「施策に関する事項」の下に「、災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項」を加える。

第３の５⑴中「関係業界団体」を「業界団体」に改め、同⑵中「ねこ」を「猫」に改め、同⑸中「改定等に合わせて、」の下に「中間的な目標の設定等の」を加える。

第４中の「平成24年度」を「平成30年度」に改める。

○環境省告示第八十一号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第七条第三項の規定に基づき、動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について（平成十八年一月環境省告示第二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日　環境大臣　石原　伸晃

第１中「迷子になった動物」の下に「や非常災害時に逸走した動物」を加える。

第４の⑵のイ中「補完的な措置として、」を削除し、「脚環等の」の下に「非常災害時においても脱落のおそれが低く、」を加える。

第５中「行うこと。特にマイクロチップ等のように」を「行うこととし」に改め、「されるようにすること。」の下に「特に、マイクロチップの施術は獣医師が行うこととし、併せて適切な所有情報の登録及び更新等について飼い主に対する指導等を行うよう努めること。」を加える。

第６を第６の⑴とし、同⑴の次に次のように加える。

⑵　第４の⑴のニに掲げる団体等は、当該団体等が有する所有情報の照会方法や更新方法等について、関係行政機関、所有者等に対する周知に努めること。

第７の次に次のように加える。

第８　犬猫等販売業者等の責務

犬猫等販売業者等にあっては、第４の⑴のニに掲げる団体等により、所有情報の検索が全国規模で効率的かつ迅速に行われるように、関係行政機関等と連携して協力を行うこと。また、あらかじめマイクロチップ等を装着して販売する場合には、その目的及び所有者情報の登録・更新が必要であることについて、購入者への周知に努めること。

○環境省告示第八十二号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第七条第四項の規定に基づき、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成十四年五月環境省告示第三十七号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日　環境大臣　石原　伸晃

第１の１中「動物の」を「動物の健康及び安全を保持しつつ、その」に、「終生飼養」を「その命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という。）」に改め、同３中「変化」の下に「や飼養する動物の寿命等」を加え、同４中「一般に」を「本来」に、「等を」を「等から限定的であるべきこと及び適正な飼養には十分な経費等が必要であることを認識し」に改める。

第２の⑴中「哺（ほ）乳類」を「哺乳類」に改める。

第３の１の⑵中「傷病のみだりな放置」を「みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないこと」に、「おそれがあることについて」を「おそれがあることを」に、「みだりに殴打、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないようにすること」を「みだりに、殴打、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること」に改め、同２の⑵中「所有者等は」の下に「、自らが飼養及び保管する家庭動物等を、みだりに、排せつ物の堆積した施設又は他の動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養及び保管することは虐待となるおそれがあることを十分認識し」を加え、同３中「努めること。」の下に「また、適切な管理を行うことができない場合、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。」を加え、同７の⑵の次に次のように加える。

⑶　逸走した場合に所有者の発見を容易にするため、マイクロチップを装着する等の所有明示をすること。

同８の⑷中「施錠」を「施錠の実施状況や飛来物の堆積状況」に改め、同⑹の次に次のように加える。

⑺　所有者等は、特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置として譲渡先又は譲渡先を探すための体制を確保すること。

同９中「移動用の容器、非常食の準備」を「避難先における適正な管理が可能となるための移動用の容器、非常食の用意」に改め、「できるだけ」の下に「同行避難及び」を加える。

第４の２中「留意すること。」を「留意するとともに、犬の健康の保持に必要な運動量を確保するよう努めること。また、みだりに、健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させることは虐待となるおそれがあることを十分認識すること。」に改め、同５の⑷中「避けるよう努めること」を「避けること」に改め、同６中「に努めること。」を「の措置を講ずること。また、事故を起こした場合には、民事責任や刑事責任を問われるおそれがあることを認識すること。」に改め、同７中「努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り」を「努めること。なお」に、「求めること」を「求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること」に改め、同８中「その社会化が十分に図られた後」を「法第22条の５の規定の趣旨を考慮し、適切な時期」に改める。

第５中「ねこ」を「猫」に改める。

第５の３中「、原則として」を削除し、同４中「努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引き取りを求めること」を「努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること」に、同５中「その社会化が十分に図られた後に」を「法第22条の５の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に」に改め、同５の次に次のように加える。

６　飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

第６の２中「種類」の下に「及び数」を加え、同４中「管理者は」の下に「、動物の所有者等としての責務を十分に自覚し」を加え、同６の次に次のように加える。

７　管理者は、地震、火災等の非常災害に際しても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。

第８中「ねこ」を「猫」に改める。